



巻頭言

水稲作復帰に想う

(財)日本植物調節剤研究協会 理事・北陸支部長 今井良衛

我が国の米の需給は、自主流通米の過剰、政府米やもち米、加工用原料の他用途利用米が不足する状況となっている。

農林水産省は、米の需給均衡化をはかるため、平成5年産米の制度別、用途別生産・集荷目標として、政府米241.6万トン、主食用うるちと酒米を含む自主流通米432.0万トン、もち米26.4万トン、他用途利用米53.3万トンを設定し各県に配分した。

一方、水田営農活性化対策計画によれば、平成6年度の水稲潜在作付面積は270.9万ha、このうち水稲作付面積は203.3万ha、転作等目標面積は67.6万haとなっている。

しかし、潜在作付面積の中には、果樹等永年性作物転作や畑転換等が実施され、現況が水田ではなくなっている6.5万haが含まれている。また、潜在作付面積及び転作等目標面積の中には、他用途利用米の約10.7万haが含まれている。要するに、平成6年度の実質的な水稲潜在作付面積は264.4万ha、水稲の作付面積は214.0万haになるものと見込んでいる。

ところが、我が国の水稲作付面積は、このところ毎年2万ha余り減少し、平成3年度の作付面積は203.3万haに、平成4年度は転作等目標面積を13万ha軽減したにもかかわらず、209.2万haにとどまり、必要な水稲の作付面積が確保されなかったのである。

平成4年度水田農業確立対策総合調査(市町村アンケート・重複回答)によれば、水田の保全管理等からの水稲作復帰が予想より進まなかった理由は、兼業化、高齢化等で対応が困難72%、長年の不作付けで簡単には復田できない

67%、野菜作中心で稲作を行う労力がない2%、転作等の農家間・集落間の調整が不十分2%となっている。現場における水稲作の復帰は予想以上に深刻な問題となっている。

ちなみに、過去1年以上作付せず、この数年間に再び耕作する意思のない全国の耕作放棄地は、昭和60年には9.3万haであったが、平成2年には15.1万haとなっている。この他に土地持ち非農家の所有する耕作放棄地は、6.6万haもあることになっており、その合計面積は、四国4県と神奈川県のものに匹敵する恐ろしい程の広さとなっている。

耕作放棄水田には、ヨシやガマ、セリ、クログワイ、ホタルイ、チョウジタデ、タウコギ、ヒエなどの強害雑草が繁茂しており、耕耘などによる物理的な防除だけでは、根絶は極めて困難な状況となっている。したがって、除草剤による化学的防除にたよらざるを得ないであろう。

また、復帰田は熟田に比較して、雑草の種子や塊茎などの密度が高く、水稲移植後の雑草発生量が多くなることが予想されるので、その防除対策が重要となろう。

全国的に水田における雑草の発生量が、除草剤の施用によって、低下していると推定されるなかで、美田が数年を得ずして、復帰困難な水田に荒廃する実態を直視しなければならない。そして、水稲作復帰における除草剤の効果を再認識する必要がある。いずれにしても、全国の農耕地が美田や熟畑に復帰し、国民の求める安全で美味しい食糧を、生産する態勢が整うことを、心から期待するものである。